

工事特記仕様書(2)

土砂・流木緊急除去事業において、溪流沿いに堆積又は倒伏している土砂や危険木等(以下、「流木」という。)の除去については下記のとおり行なうこととする。

- 1 流木の除去に伴い伐採を行う作業員及び木材伐出機械等を用いる作業員は、労働安全衛生法第59条第3項に基づき、同規則第36条第1項の六の二から八に該当する業務の安全衛生特別教育を受けたものでなければならない。
なお、該当する業務の安全衛生特別教育修了証明書の写しを施工計画書又は工事打合簿により提出すること。
- 2 受注者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」について(令和2年1月31日付け0131第1号の厚生労働省労働基準局長通知)を遵守すること。(厚生労働省HP「伐木作業・林業における安全対策」)を参照
- 3 流木の除去に伴う伐採においては、周囲の健全木に損傷を与えないよう十分注意するとともに、掛かり木が生じないように注意する。
- 4 受注者は、流木の除去に伴い発生する伐採木について、枝払い・玉切を行ったうえで速やかに集積し、木質バイオマス発電の燃料、製紙用又はきのこ栽培や家畜用馬場敷き、肥料等の原料としての利用(以下、「再生利用」という。)の用途に供されなければならない。
なお、伐採木は、「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成21年2月林野庁)」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月林野庁)」に準じて、この事業で発生した伐採木とそれ以外のものが混じらないように分別管理を行わなければならない。
- 5 業務施行に伴い、再生利用できない廃棄物が発生した場合は、受注者が廃棄物処理法等の各種諸法令を遵守して適正に処理することとし、併せて第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。
なお、この場合の廃棄物は「一般廃棄物」として取り扱うものとし、工区の存在する市町内に処分施設がない場合は、監督員に協議すること。
また、廃棄物該当性の判断は、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、「行政処分の指針について」(令和3年4月14日付け環循規発第2104141号)により、判断されなければならない。
- 6 施工管理及び規格値の基準は、「建設工事施工管理(案)」の「建設工事施工管理基準(案)」及び「写真管理基準(案)」に準じることとする。
段階確認の事務手続きは、「三重県公共工事共通仕様書3-1-1-4」に準じる。